

各種手当

出産育児一時金



- 加入している健康保険から支給されます。
- 出産育児一時金を直接医療機関等に支払う制度(直接支払制度)の開始により、出産育児一時金を出産費用に充てるできるようになりました。医療機関等の窓口で手続きをしてください。
- 出産費用が支給金額よりも少なかった方や直接支払制度を利用されない方は、出生届出時に保険証と世帯主の印鑑、世帯主名義の預金口座の分かるもの、領収書・明細書及び直接支払制度合意文書を持参し、手続きをしてください。国民健康保険の方は市役所が、その他の保険の方は勤務先が申請先となります。
- なお、1年以上継続して社会保険等の被保険者(本人)だった方が退職後6か月以内に出産された場合、以前加入していた保険からの支給となる場合がありますのでご確認ください。

福祉医療費助成『乳幼児・児童』



- 病気やケガで医療機関にかかった場合、医療費の自己負担分と入院時食事療養費を助成します。対象は中学校3年生までのお子さんになります。(葉の容器代や差額ベット代等の保険外のもの対象外です。)
- お子さんの名前が書かれた健康保険証をお持ちください。
- 県内の市町村から転入の場合は、前住所地発行の福祉医療費受給資格者証交付状況証明書が、県外の市町村から転入の場合は、前住所地発行の被保険者の住民税課税証明書が必要なことがあります。
*申請が必要です。



問い合わせ

住んでいる地域の窓口へ

高崎地域	▶ 本 庁 保険年金課	027-321-1236 <一時金>
		027-321-1237 <医療費>
倉渕地域	▶ 倉渕支所 市民福祉課	027-378-4526
箕郷地域	▶ 箕郷支所 市民福祉課	027-371-9054
群馬地域	▶ 群馬支所 市民福祉課	027-373-2368
新町地域	▶ 新町支所 市民福祉課	0274-42-1237
榛名地域	▶ 榛名支所 市民福祉課	027-374-5116
吉井地域	▶ 吉井支所 市民福祉課	027-387-3132

児童手当

- 中学校修了前(15歳になった後最初の3月まで)の児童を養育する人に支給されます。
*お子様が生まれた日の翌日から15日以内に申請してください。(申請した翌月分の手当から支給が開始されます。)



問い合わせ

住んでいる地域の窓口へ

高崎地域	▶ 本 庁 こども家庭課	027-321-1247
倉渕地域	▶ 倉渕支所 市民福祉課	027-378-4525
箕郷地域	▶ 箕郷支所 市民福祉課	027-371-9055
群馬地域	▶ 群馬支所 市民福祉課	027-373-2381
新町地域	▶ 新町支所 市民福祉課	0274-42-1238
榛名地域	▶ 榛名支所 市民福祉課	027-374-5112
吉井地域	▶ 吉井支所 市民福祉課	027-387-3133